

令和7年度コンプライアンス経営定着推進事業仕様書

1 目的

県内事業者（以下「事業者」）に公益通報者保護制度を普及するため、公益通報者保護制度推進員（以下「推進員」）を設置し、内部通報制度を導入している事業者に対する実効性向上の支援を行うとともに、内部通報制度未導入の事業者にかかる「内部通報共通窓口」の設置に向けた業界団体への支援等を行う。

2 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務内容

次の業務を実施する。

(1) 推進員の設置

推進員の要件は、公益通報者保護法等の労働者の保護に関する法律に精通する者、企業会計や監査業務に精通する者又は事業者とのやり取りにおいて円滑に当該事業を遂行できる者とする。

(2) 内部通報共通窓口設置に向けた支援

内部通報制度未導入の事業者の従業員からの通報を受け付ける内部通報共通窓口を少なくとも5団体以上の業界団体へ設置することとし、次の支援を実施する。

なお、対象の業界団体は、別途説明会で示す。

- ・ 訪問及び説明、ヒアリング
- ・ 相談の受付及びアドバイス
- ・ 関係資料（制度の説明資料等）の作成及び提供

(3) 内部通報制度の実効性向上に向けた支援

内部通報制度を導入している事業者に対して、内部通報制度の実効性向上に向けた、次の支援を実施する。

- ・ 相談の受付及びアドバイス
- ・ 県作成の研修ツールや関係資料の提供
- ・ 研修会の開催（5回以上）

(4) 公益通報者保護制度に関する周知

事業者に向けた公益通報者保護制度に関する周知を実施する。

(5) 事業者への公益通報者保護制度の普及のための独自の取組

上記（1）～（4）以外に、事業者への公益通報者保護制度の普及のための独自の取組を実施する。

4 対象経費

対象経費は次のとおりとする。

(1) 人件費

推進員の人件費等（賃金、通勤手当及び社会保険料の事業主負担分）
※委託事業の従事分のみを対象とする。

(2) 事業費

ア 研修講師謝金、講師旅費、印刷製本費、広告宣伝費、会場借料、機器・物品等のレンタル・リース費、通信運搬費、消耗品費その他委託事業を実施するために県が必要と認める経費

※備品の購入は対象外となる。

※パソコン・ソフトウェア・OA機器・電話機等については、原則として、「レンタル・リース」による。

イ 旅費（公益通報者保護制度推進員の旅費）

(3) 一般管理費

(1) 及び (2) の経費に係る消耗品等の経費

※上限額は (1) 及び (2) の10%以内とする。

(4) 消費税及び地方消費税相当額

(1)、(2) 及び (3) の経費に係る消費税及び地方消費税相当額

5 その他

(1) 本事業は国の「令和7年度地方消費者行政強化交付金」を活用して行われる事業であり、次のとおり、委託者が求める資料を提出しなければならない。

報告内容	報告時期	提出期限
①定期報告	四半期	令和7年7月末、10月末 令和8年1月末
②実績報告	年度末	令和8年3月20日
③完了報告	年度末	令和8年3月31日

※定期報告は四半期ごとに、事業実施の成果のほか、研修会の実施内容、業界団体への訪問及びヒアリング、アドバイス等の内容、推進員の事業従事内容と時間数、費用の報告などを記載すること。

※実績報告は委託業務期間最終日までの業務実績の見込みに加えて、事業実施による効果やあい路等の分析や提言を記載すること。

※完了報告には、委託業務期間の業務実績に加えて、事業費の証拠書類として、支払いのわかる書類を提出すること。

(2) 本仕様書に定めが無い事項については、企画提案書の提案内容を踏まえ、県と受託者で協議の上、決定する。また、業務の実施にあたっては、県と十分協議した上で行うこと。